

I 生物多様性保全を重視した農林水産業の推進

農林水産業は、自然の循環機能を利用し、動植物を育みながら営まれる生物多様性に立脚した産業であり、また、多くの生きものにとって、貴重な生息・生育環境の提供や、特有の生態系の形成・維持など生物多様性保全に貢献しています。

そのため、持続可能な農林水産業の維持・発展のためには、その基盤となる生物多様性の保全は不可欠です。

このことを踏まえ、「農林水産省生物多様性戦略」（平成19年7月6日農林水産省新基本法農政推進本部決定）及び「第三次生物多様性国家戦略」（平成19年11月27日閣議決定）に基づき、①有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進、②生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進、③間伐等による森林の適切な整備・保全、④藻場・干潟の造成・保全等、生物多様性保全をより重視した農林水産業の推進を図るとともに、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発等に着手しています。

また、農林水産省生物多様性戦略検討会の提言（平成20年7月31日）を受け、生物多様性保全の取組を地域の生きものをシンボルとして分かりやすく伝える生きものマークの取組を全国各地に広げ、農林水産業が身近な生きものや自然環境の保全に貢献していることへの理解の促進を図ります。

農林水産省としては、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議など、様々な場において水田をはじめとする我が国の農林水産業が生物多様性保全に果たす役割の重要性等を発信していきます。



1. 環境保全型農業の推進

(1) エコファーマーの推進

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり技術、化学肥料低減技術、化学合成農薬低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者です。

近年、地球温暖化防止や生物多様性保全等への国民の関心の高まりを背景に、生産現場においても環境保全への意識は高まりを見せており、エコファーマーの認定件数が、平成20年3月末時点で約16万8千件となっています。

【事例】ラムサール条約湿地「^{かぶくり}蕪栗沼・^{しんぼう}周辺水田」地域での取組

宮城県大崎市田尻では、平成15年から^{しんぼう}伸 崩地区で渡り鳥と農業の共生を目的とした「冬期湛水水田(ふゆみずたんぼ)」の取組を実施し、「^{しんぼう}伸 崩ふゆみずたんぼ生産組合」を設立しました。



ふゆみずたんぼの実施面積は19.4ha。収穫後の水田にたい肥を散布したり、稲わらを残したままの状態^{しんぼう}で冬期間湛水状態にすることにより、微生物等が繁殖しやすい状態をつくります。これにより、微生物や水生動物が^{しんぼう}わらなどを分解させて、養分として土に供給することにより、土づくりが行われます。



土壌調査や水生動植物の生育調査等を行いながら、化学合成農薬・化学肥料を使用しない栽培に取り組むことは、生物の生息しやすい環境を整えることにつながります。持続性の高い農業生産への取組が生物の多様性を育み、渡り鳥が飛来する^{しんぼう}田んぼで収穫した米として付加価値をつけるとともに、地域振興と地域経済の活性化に繋がっています。

なお、2008年11月には、ラムサール条約締約国会議(COP10)において、水田の持つ生物多様性の保全に果たす役割に注目した「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上(いわゆる「水田決議」)」が採択されました。

(2) 今後の環境保全型農業について

土壌・肥料に係る学識経験者や農業者、消費者等からなる「今後の環境保全型農業に関する検討会(座長:熊澤喜久雄東京大学名誉教授)」を設置し、平成19年10月から平成20年3月まで8回にわたり検討し、作物生産機能や炭素貯留機能、物質循環機能など、農地土壌が有する公益的機能について取りまとめられました。

また、環境保全型農業のこれまでの取組の評価を踏まえ、環境保全型農業の推進に当たって、「環境に対する農業の公益的機能を高めていく」という視点を明確化することとし、環境保全型農業の目的として、地球温暖化防止や生物多様性保全等を明確に位置づけました。

(3) 有機農業の推進について

有機農業は、化学肥料や農薬を使用しないこと等を基本とする環境への負荷を低減する取組であり、また、消費者からのニーズに即した取組であるものの、未だに取組が少ないことから、その総合的な推進を図るため、平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律」が公布・施行されました。

また、「有機農業の推進に関する法律」の成立を受け、農林水産省では、平成19年4月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」を策定し、有機農業に関する技術の開発・普及、消費者の理解と関心の増進など、農業者が有機農業に積極的に取り組めるようにするための条件整備に重点を置いて施策を推進しています。

さらに、基本方針に定めた推進策を具体的に実行するため、平成20年度からは、有機農業総合支援対策を実施しており、全国45地区に対し有機農業の振興の核となるモデルタウンづくりの取組など有機農業の取組への支援を行っています。

○ 消費者の部屋特別展示「有機農業の目指す世界」

農林水産省では、昨年度に引き続き、平成20年11月10日から14日にかけて、消費者の部屋において有機農業団体の協力を得て、有機農業に関する展示を行い、千人を超える入場者を数えました。今回は、有機農産物の展示や有機農業者の方々の講話などに加えて、期間中、省内の職員食堂において、有機農産物を利用した特別メニューを設け、多くの方に有機農産物を楽しんでいただきました。



2. 生物多様性に配慮した生産基盤整備

(1) 生物多様性に配慮した生産基盤整備とは

わが国の農村においては、水田等の農地のほか、用排水路、ため池、二次林である雑木林といった多様な環境（二次的自然）が農業などの人の働きかけによって形成され、多くの生物の生息・生育の場になるとともに、良好な景観を形成してきました。

このような農村環境を保全していくためには、農地・用排水路・ため池等において、生物の生息・生育環境の保全や移動経路の確保等をするなど、環境との調和に配慮した適切な整備や管理に取り組み、持続的な農業の営みを行うことが必要です。

【事例】コウノトリの野生復帰の推進に向けた農地整備

兵庫県豊岡市は県立コウノトリの郷公園を中心として、コウノトリの保護増殖に取り組んでいます。農地整備においても、コウノトリの餌となるドジョウ等が生息できるような、水田と排水路をつなぐ水田魚道の整備（平成20年11月時点：111ヶ所）等を行っています。

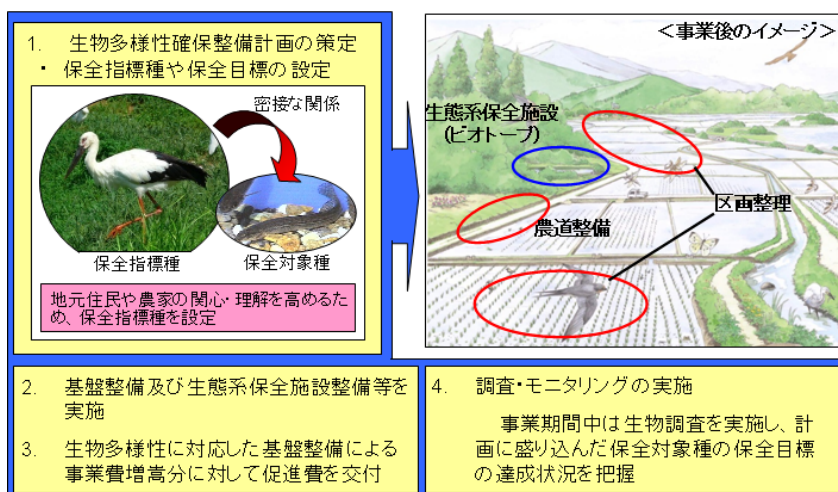
水田に設置された魚道

(写真提供)兵庫県 但馬県民局地域振興部豊岡土地改良事務所



(2) 取組の推進について

生物多様性に配慮した生産基盤の整備は、農村地域の環境保全に関する基本計画として市町村が策定する「田園環境整備マスタープラン」等を踏まえて実施しています（平成20年3月時点：策定市町村数2,708(平成16年3月時点の市町村数3,148に対する市町村数)）。



また、平成20年度から、農家や地域住民が保全すべきと認識している種を「保全指標種」と設定し、地元の理解を得ながら生物多様性の視点を取り入れた「生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業」を実施しています。

【生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業】

3. 森林における生物多様性の保全

我が国は国土の3分の2を森林が占める緑豊かな森林国です。また、その森林は、戦後荒廃した国土の緑化等のために育成された人工林から、屋久島や白神山地、知床のような世界自然遺産に登録される原生的な天然林まで多様な構成となっており、多様な野生動植物が生息・生育する場となるなど、生物多様性保全において重要な要素となっています。そのため、平成19年7月に農林水産省として、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として位置づけるべく「農林水産省生物多様性戦略」を策定し、これに基づき国内外において施策を推進しているところです。

森林・林業分野における生物多様性の保全の取組としては、森林の整備・保全、国産材利用、担い手の確保・育成、地域づくりなどを幅広い国民の理解と協力を得て総合的に展開するために官民一体となって「美しい森林づくり推進国民運動」を行うなど、森林の多面的機能を高度に発揮させるための整備・保全を進めるとともに、貴重な自然環境の保全・管理を行っています。また、里山林については、適切な手入れが行われることによって自然環境が維持されることから、山村の活性化と併せて、多様な主体による整備・保全を進めるとともに、森林・林業の重要性を認識してもらう場として活用していくための取組を推進しています。

一方、海外においては、森林の保全・造成に関する国際協力や多国間の支援により持続可能な森林経営を推進しています。



人工林に適切な手入れを行うことで、広葉樹の侵入や下層植生の繁茂が見られる豊かな森林を形成。(愛知県設楽郡設楽町)



地域固有の生物相や生態系を保護するためには、外来種の樹木を駆除することも必要。(小笠原諸島・母島)

平成20年度においては、森林における生物多様性の現状や動向を評価し、分かりやすく伝えることが課題となっていることから、森林における生物多様性にかかる指標の開発に着手しており、森林における生物多様性の評価に用いる昆虫や植物などの指標種を選定するための調査等を行っています。さらに、農林水産省生物多様性戦略のフォローアップを行うとともに、平成22年に愛知県で開催される生物多様性条約第10回締約国会議に向けて適切に対応するため、12月には「森林における生物多様性保全の推進方策検討会（座長：ありまたかのり有馬孝禮宮崎県木材利用技術センター所長）」を設置しています。

4. 藻場・干潟の造成・保全

藻場・干潟は、魚介類に産卵場を提供する等水産資源の保護・培養に重要な役割を果たすとともに、水質浄化や生物多様性の維持等の機能を有しており、こうした公益的機能の発揮を支える社会の共通資源といえるものです。農林水産省では、水産資源の保護・培養と多様な公益的機能の発揮の観点から、藻場・干潟の保全を推進しています。

1 藻場の機能

藻場は、流れが穏やかなことから、多くの生物の産卵場となっています。また、①隠れる場所が多く、外敵から襲われる危険性が低い、②餌が豊富である等の理由から、幼稚仔期を藻場で生息する生物も多く、水生生物の保育場としての機能も有しています。

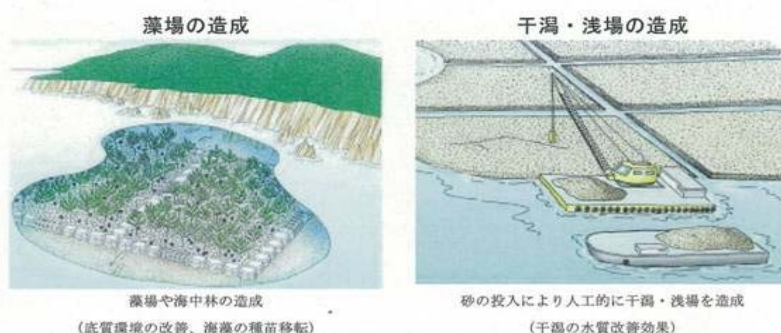
2 干潟の機能

干潟は、①水温が生息に適する、②酸素が豊富、③海からの捕食者を遠ざけ、外敵との接触が少ない、④餌となる底生動物が豊富であり、効率良く食べることができる等の理由から、幼稚仔期を干潟で生息する生物も多く、水生生物の保育場としての機能を有しています。また、アサリやハマグリといった二枚貝類が多数生息し、水質浄化機能が特に高い海域となっています。

(1) 藻場・干潟の整備等 ―水産基盤整備事業―

平成19年6月に策定された漁港漁場整備長期計画においては、平成19年度から平成23年度までの5年間に、概ね5,000haの藻場・干潟の保全等を目標としています。

この目標達成に向け、水産基盤整備事業により藻場・干潟の整備等を推進しています。平成19年度の整備状況は約1,275haで、初年度で5年間の目標の約26%を達成しました。



(2) 漁業者等による磯焼け対策の技術的サポート ―大規模磯焼け対策促進事業―

ウニや植食性魚類による食害、海洋環境の変化等により、藻場が大規模に長期的に消失する「磯焼け」を改善するため、漁業者等が自ら行う藻場造成の取組に対する技術講習会

や技術的サポート、効果的な磯焼け対策の技術開発を行いました。

具体的には、磯焼けの要因や対策手法等が異なる様々な海域において、藻場回復に向けた実施プランづくりや効果の検証等の技術的知見の蓄積を図り、これらの取組事例や体制づくり等のノウハウの他地域への技術移転・普及を行っています。



《《磯焼け対策漁業者向け講習会》》



《《ウニによる食害対策の取組》》

(3) 漁業者と地域住民による環境・生態系保全活動を支援 ー環境・生態系保全対策ー
藻場・干潟の機能は、これまで漁業者が漁業活動のかたわらに実施する保全活動によって維持されてきました。しかしながら、漁業者の減少、高齢化等により、必要な活動が確保できなくなっており、平成10年以降、藻場・干潟の機能低下や減少が進行しています。この結果、漁業資源の減少による漁獲量の減少や水質の悪化等が懸念されるようになっていきます。

このため、漁業者や地域の住民等が行う、藻場・干潟等の機能の維持・回復に資する保全活動を促進することとし、平成21年度からの施策の導入に向けた調査を平成19年度から平成20年にかけて実施しているところです。



《《ホンダワラ類の母藻の投入》》



《《逆さ竹林タイプの保護礁設置》》

ー環境・生態系保全活動支援制度検討会ー

環境・生態系保全活動の支援制度の確立を図ることを目的として「環境・生態系保全活動支援制度検討会」が立ち上げられ、有識者による多角的な議論を行い、平成20年7月に制度の骨子となる中間取りまとめが策定されました。